## 「おくだけ吸着」商標権侵害訴訟に関するお知らせ

株式会社サンコー(以下「当社」といいます。)は、株式会社 JOB ART(本店所在地:岐阜県岐阜市六条南 3-9-7。以下「JOB ART」といいます。)に対し、大阪地方裁判所に商標権侵害行為差止等請求訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)を提起しておりましたが、今般、JOB ART との間で訴訟上の和解が成立しましたのでご報告いたします。

本件訴訟は、当社が保有する「おくだけ吸着」の商標(第 3360374 号及び第 6038089 号)に係る商標権(以下「当社商標権」といいます。)に基づき、JOBART に対し、「おくだけ吸着」の文字を含むウェブサイト上の広告表示について当社商標権侵害による差止め及び損害賠償を求めたものです。今般成立した訴訟上の和解においては、JOBART がウェブサイト上で使用していた「おくだけ吸着」の文字を含む表示を全て削除したことを表明保証し、かつ、今後も使用しない旨の誓約がなされるに至りました。また、訴訟上の和解による解決に際し、JOBART が当社に対して解決金を支払うことが合意されました。

当社の「おくだけ吸着」シリーズは、優れた吸着機能を有し、平成7年のシリーズ発足以来25年以上の歴史を有する当社を代表するブランド商品です。そして、「おくだけ吸着」の当社商標権は、当社の「おくだけ吸着」シリーズを示すものとして当社が形成、維持してきたブランドを化体する表示であり、当社の重要な知的財産としての経営資源を構成するものです。

当社は、今後も、当社商標権を希釈・毀損する行為に対しては、法的措置を含めて断固かつ厳正に対処し、「お客様に安心してお使いいただける信頼のブランド」として、「おくだけ吸着」シリーズのブランド価値の維持・向上を図って参ります。

以 上

## ■会社概要

[会社名] 株式会社サンコー

[代表者] 代表取締役 角谷太基(かくたに ふとき)

「所在地」和歌山県海南市大野中 715

[設立] 1967年4月1日

[資本金] 9,500 万円

[事業内容] 生活サポート用品の開発、製造、販売

[HP] https://sanko-gp.co.jp/

[直販店] https://onlineshop.sanko-gp.co.jp/